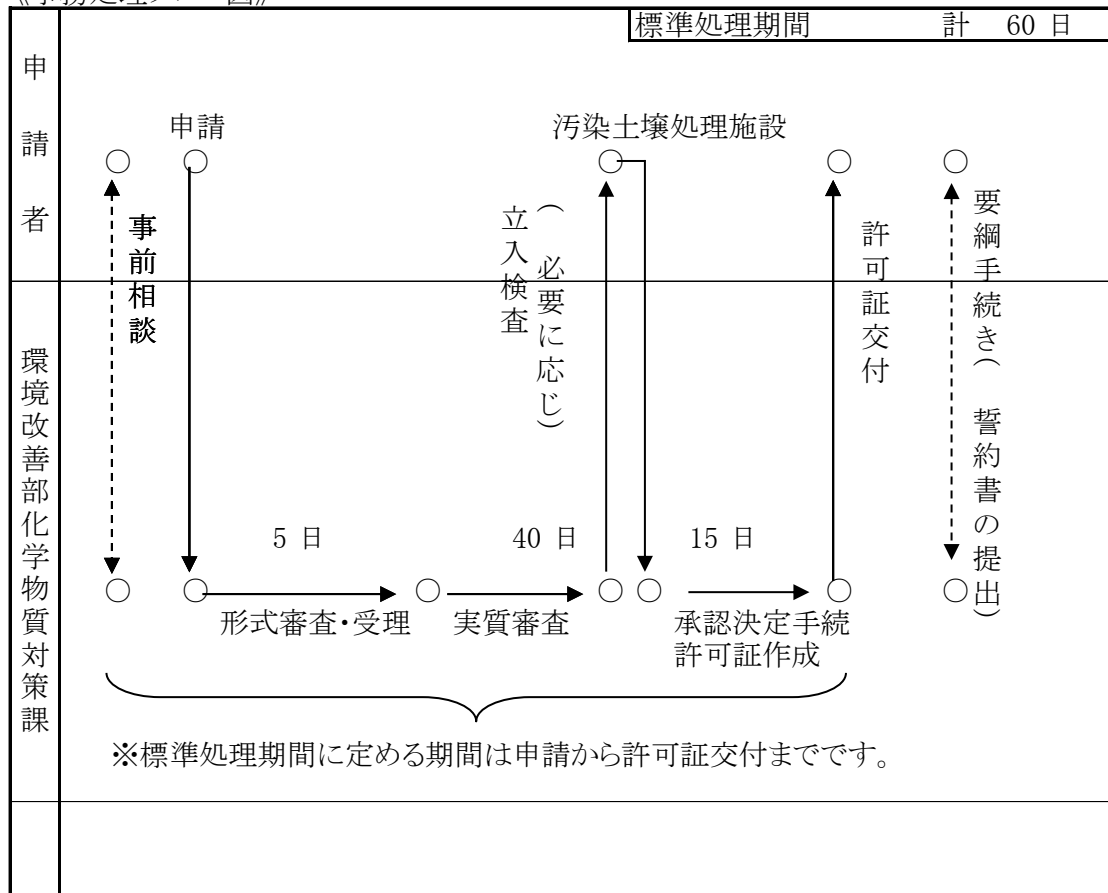


事務名 汚染土壌処理業に係る相続承認申請

作成部署 環境局環境改善部化学物質対策課 電話42

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説
1	事前相談	申請にあたって事前にご相談に
2	形式審査・受理	申請書の記載漏れなどを審査し
3	審査	申請書の内容について、承認し基準(省令第4条)に適合するかの有無について審査します。
4	立入検査	必要に応じ、汚染土壌処理施設に訪れているか、現地での立入検査を
5	承認決定手続	審査の結果、汚染土壌処理施設処理業を的確に、かつ、継続し許可基準に適合しており、欠格は、許可を決定し、許可証を交付
6	要綱手続き	「東京都汚染土壌処理施設の届続に関する要綱」に基づき、手続
備考	申請内容によっては、承認に必要な条件を付す当手続きとは別に、汚染土壌処理業に係る変更場合は、別途当該事務処理期間が必要となります	

)

-377

明
応じます。
た後、受理します。
ようとする事項が許可 、また、欠格要件該当
が、許可基準に適合し 行います。
及及び申請者の能力が て行うに足りるものとして 要件に該当しないとき 付します。
周辺環境への配慮の手 売きを行いません。
ることがあります。 許可申請が必要である です。